

会 議 録

□全部記録 ■要点記録

会議名	令和6年度 第2回 姫路市景観・広告物審議会
開催日時	令和7年2月7日（金）10時～11時半
開催場所	防災センター5階 災害対策本部会議室
出席者又は欠席者	<p>（現地出席委員）</p> <p>安枝会長、藤本職務代理者、岩田委員、土居委員、前川委員、八木委員、志水委員、濱田委員、上田委員、高野委員、長田委員、川崎委員、塩本委員</p> <p>（オンライン出席委員）</p> <p>清水委員、山口委員</p> <p>（事務局）</p> <p>加藤局長、松浦部長、服部課長、小寺係長、中川主事、柿添主事、的野技師補</p> <p>（欠席委員）</p> <p>赤澤委員、橋寺委員、中嶋委員、西川委員、土井委員</p>
傍聴の可否及び傍聴人数	<p>傍聴可</p> <p>傍聴人 1名</p>
議案又は案件及び結論等	<p>（報告第1号）姫路市都市景観形成基本計画等改定の経過報告について</p> <p>（報告第2号）第13回姫路市都市景観賞の選考結果及び2024姫路市都市景観フォーラムの開催について</p> <p>（報告第3号）姫路市都市景観重要建築物等第42号菅尾家住宅の指定解除について</p>
議案の全部内容又は進行記録	
（事務局）	<p>（過半数の委員の出席による審議会成立及び傍聴人の報告）</p> <p>（資料の確認）</p> <p>以降の進行を安枝会長にお願いしたい。</p>
（会長）	まず会議録の署名押印について、土居由佳委員、志水隆之委員にお願いしたい。
（会長）	報告事項1『姫路市都市景観形成基本計画等改定の経過報告について』、事務局より説明願う。

(事務局)	(『姫路市都市景観形成基本計画等改定の経過報告について』について説明)
(会長)	本日、基本計画改定検討専門部会の部会長が欠席のため、職務代理者から何か意見があれば頂きたい。
(委員)	<p>前回の計画改定時から時代が変わっている。</p> <p>姫路の景観は整ってきたことから、いよいよしっかりと行動する時代になってきたと思うので、第3章は非常に重要である。</p> <p>市民や事業者の人たちと、いかに一緒にやっていくか、という枠組みを作るといところで他の章よりも、より第3章は重要ではないかと思う。</p> <p>74ページにあるように、市民・事業者・行政の三角形について動かしていくことが重要であり、76ページにあるように市民・事業者がさらに意識を上げるということが重要である。</p> <p>もう一つ重要なのは78ページにあるように、行政自身も整えて、行動を起こすといところである。</p> <p>81ページで示されているが、姫路は山も海もあり、いろいろな法律に関わった景観作りがある。</p> <p>行政はまだまだ縦割りであるため、各事業について気軽に景観のところ相談に来たり、新しい事業コンペをする際に、必ず景観担当がその様子を確認するといったことを80、81ページの辺りにきっちり書くことで、庁内で連携がスムーズに進んでいくのではないかと思う。</p> <p>まず書くことが必要である。今回の基本計画の中できっちり記載して、庁内連携の必要性を他の部署にも迫って、そして次に行動に進むことで、より効果的な姫路市庁内の景観形成に進んでいくのではないかと思う。</p>
(会長)	報告案件であり、この場で議論は行わないが、意見・質問があれば挙手願う
(委員)	<p>資料1-3「姫路市景観計画(案)」の32ページ第4章について、都市景観重要建築物等と景観重要建造物の違いを明確にする必要があると思う。</p> <p>資料1-2「姫路市都市景観形成基本計画(案)」83ページに「10年後を目安に点検や見直しを行う」との記載があるが、都市計画や景観の見通しから考えると短い印象がある。</p>
(事務局)	<p>一点目の都市景観重要建築物等と景観重要建造物の違いについて、まず両者は根拠法令が違う。姫路市では、姫路市都市景観条例が先に制定され、当該条例に基づき都市景観重要建築物等が運用されている。その後、平成16年に景観法が制定されたことから、景観重要建造物は姫路市では指定をしていない。現行の景観計画には、景観重要建造物についての記載はあるが、都市景観重要建築物等の記</p>

	<p>載がないため、今回の改定で記載した。</p> <p>両者の共通点については、いずれも姫路市長が指定すること、審議会の意見を聴くこと、助成制度があることである。</p> <p>相違点として大きいのは、景観重要建造物の場合、市は所有者に対し、現状変更の許可が受けられないことに伴う通常生ずべき損失を補償するという点である。</p> <p>我々としては、まずは都市景観重要建築物等の指定をするということを考えている。所有者が景観重要建造物に指定してほしいということであれば、選択していただくというところである。ただし、現状変更をする際に、都市景観重要建築物等は届出であるが、景観重要建造物は許可が必要となるため、景観重要建造物の方が所有者にとっては維持していくことが大変であるため、景観重要建造物の方が上位であるという認識である。</p> <p>計画の見直しを10年で行うという点について、この都市計画基本計画については、目標年次を定めていない。目指すべき景観の施策の方向性はこれまで同様、変わるものではないため、特に目標年次を定めていない。10年経つと、いろいろな情勢が変わってくるため、10年ぐらいの見直しで考えるという記載にさせていただいた。</p>
(委員)	<p>資料1-3「姫路市景観計画(案)」の32ページの記載方法について、景観重要建造物の方が上位という考え方であれば、記載順を入れ替える方がよいのではないかと。</p> <p>10年での見直しについて、計画を変更することだけではなく、景観をどう考えるかという点では、長いスパンで見えていく必要があるが、そういった考え方は基本計画には記載されているのか。</p>
(事務局)	<p>我々の思いとしては景観重要建造物が上位になるという回答をしたが、実際にはどちらかが上位関係にあるというものではないため、並列に記載している。</p> <p>所有者から、都市景観重要建築物等に指定してほしいという相談があれば、景観重要建造物の制度についても説明をして、いずれの制度にするか、所有者の方に選択していただくことを考えている。</p> <p>10年での計画の見直しについては、ご意見の通り、景観を考えていくには10年という期間は短く、もっと長い期間で考えていくべきである。一方で計画のあり方としては、上位計画である姫路市総合計画が10年ごとに見直されていることから、上位計画が変更されれば、下位計画も見直す必要があると考えている。例えば人口減少や景観も少しずつ変わっている中で、目指すべき方向も10年ごとに見直していきたいと考えている。</p>
(会長)	<p>当該報告案件については、これ以上のご意見がないようなので、報告事項2『第13回姫路市都市景観賞及び2024姫路市都市景観フォーラムの開催について』、事務局より説明願う。</p>

(事務局)	(『第13回姫路市都市景観賞及び2024姫路市都市景観フォーラムの開催について』について説明)
(会長)	報告案件であり、この場で議論は行わないが、意見・質問があれば挙手願う。 良ければ、当日審査に関わっていただいた方もいるので、印象やコメントいただければと思う。 いかがか。
(委員)	書類審査の後に現地訪問させていただいたが、本当に3年に一度でいいのかというくらい、良いものが姫路には増えているのではないかと思う。 特にCOROHIMEPARKは事業者さんの地域への貢献度が景観にとどまらず、地域の子供たちの遊び場として受け入れられていることに感心させられた。 活動部門はザッパ村さんがまちを良くしたい、地域を良くしたいという思いとセンスの良さ、緑の専門なので外構が美しかったり、デザイン的にも非常にうまくイメージを調和させているところに感心した。 有料で入る場所でもなく、素敵な場所を作りながら商業として成立させているのは、従業員1人1人のやる気をうまく引き出している経営者というのを感じた。 景観は見た目だけではなく、その背景に事業者さんの思いや従業員さんの総合的な力が反映されて景観にでてきているのだと感じた。
(委員)	受賞された作品はもちろんだが、応募された作品も住宅や、事務所ビルなど多種多様なものが出てきた印象。 その中で、市民等を開けたような造りのものが、今回は都市景観賞を受賞された印象だが、市民や、関心を持たれている方の意識を醸成するという意味合いでは、こういった活動を複数回、3年に1度ではなくスパンを短くやってもいいのかなと感じた。 COROHIMEPARKさんは道沿いの展示場と公園で、市民に提供されながら、自由に遊べるような空間を作って、事業もされているもので、開けたようなご提案が非常に評価されたのかなというふうに思う。 面白かったのが阿成北公園で、都市景観賞になっているが、市民の方が管理して、ローカルルールを共有しながらコミュニティをここで醸成していく、公園も自治会が管理して進めていく模範的で非常に面白く、公園そのものというより、そういった取り組みが非常に評価された。 その他にも御座候やSHINBUSTORE、ザッパ村もありましたが、それ以外の選考に漏れたところも非常に環境や都市景観に意識をもって建築されているものも多々あったので、広く共有されるとよいと思う。
(委員)	今回残念だったのが、広告物部門で辞退があったことだ。 いろんな建造物部門等を見た中であえて広告物部門というカテゴリ

	<p>一を設ける必要があるのかと思った。</p> <p>建造物部門のCOROHIMEPARKさんや御座候さんはサインもかなり優れているのではないかと思う。</p> <p>これであれば、1次選考の際に、建造物部門の中でもサインが優れているのであれば、応募者の方に、これも広告物部門で出してませんかといったアナウンスがあっても良かったと思う。</p> <p>広告物というところにもう少し方向性を変える余地があるのではないかと思った。</p>
(会長)	<p>建造物部門で受賞された作品はサインも優れていると私も思ったが、これについては3年後に審査や運用のルールを見直していただければと思うが、事務局のほうで意見はあるか。</p>
(事務局)	<p>建造物部門と広告物部門が分かれているが、今回辞退されたものはどちらの部門でも応募されていた。</p> <p>建造物部門で優れた広告物があることは理解している。</p> <p>両方エントリー可能なのでそういった形でしている。</p>
(会長)	<p>当該報告案件については、これ以上のご意見がないようなので、報告事項3『姫路市都市景観重要建築物等第42号菅尾家住宅の指定解除について』、事務局より説明願う。</p>
(事務局)	<p>(『姫路市都市景観重要建築物等第42号菅尾家住宅の指定解除について』説明)</p>
(会長)	<p>報告案件であり、この場で議論は行わないが、意見・質問があれば挙手願う。</p>
(委員)	<p>このような話を聞くと残念に思う。</p> <p>都市景観重要建築物等の所有者が高齢化しており、今後どうやって維持していくか悩まれている。補助制度はあるものの、いったん全額を自分で支払ったのちに半額補助される仕組みであり、全額を用意することができない。70代や80代になると銀行の融資が受けられない。</p> <p>何か手立てはないかと相談を受けるが、何もできない。</p> <p>建物を維持していくことの困難さを思うと、都市景観重要建築物等に指定するというのはどういう意味なのかを考えてしまう。</p>
(事務局)	<p>都市景観重要建築物等の指定時の所有者が亡くなり、相続人が近くに住んでおらず維持が困難な事例は、以前にもあった。今後も起こりうると危惧している。</p> <p>都市景観重要建築物等の保存助成のほか、古民家再生促進支援事業もあるので、ご期待に応えられるよう支援していきたい。</p>
(委員)	<p>解体後に新築される建物は、景観に配慮したものになるのか。地区計画や風致地区などの規制のある地域か。</p>
(事務局)	<p>住居系の用途地域ではあるが、景観的には上乘せした規制のない地域であり、新築する建物について景観上の規制・誘導は行わない。</p>
(委員)	<p>スライド6・7を見ると、連続性のある町並みのようだ。面的に景観</p>

	を維持していくような仕組みが必要だと感じる。
(会長)	所有者がどうしようもなくなってしまってから市に相談に行った状況だと選択肢が示せない。困ってしまう前に話を聞いて対応策を示せるのであれば、解決に繋がるかもしれない。所有者には気軽に相談してもらえよう、改めてお知らせする必要がある。
(事務局)	年に1度アンケートを実施しているほか、3年に1度、所有者意見交換会を開催している。そういった場でご意見をいただき、市の支援についても伝えていきたい。
(会長)	他に意見がなければ、本日の審議を終了する。進行を事務局にお戻りする。
(事務局)	(閉会挨拶)